

平成19年1月11日

動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会の運営について

1. 経緯

ポジティブリスト制度の導入に伴い、厚生労働省は食品安全委員会に対して、暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価を依頼することとなっている。これらの依頼に対応できるよう、平成18年5月に農薬専門調査会の運営体制を強化し、円滑な評価の実施に努めているところである。

今後は、同制度の下で、動物用医薬品及び飼料添加物の評価依頼も増加することから、動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会において、慎重かつ迅速な評価を実施する運営体制について検討を行った。

2. 検討結果

平成18年7月26日に開催された第56回動物用医薬品専門調査会において「動物用医薬品専門調査会の運営体制に関する事項」が了承され、別紙1のとおり決定された。本決定に基づき、動物用医薬品専門調査会に、確認評価部会が設置された。

また、平成18年12月21日に開催された第20回肥料・飼料等専門調査会において「肥料・飼料等専門調査会の運営体制に関する事項」が了承され、別紙2のとおり決定された。本決定に基づき、肥料・飼料等専門調査会に、飼料評価部会が設置された。

今後は、これらの評価体制に基づき、厚生労働省等リスク管理機関からの依頼に応じて食品健康影響評価を実施することとなった。

動物用医薬品専門調査会の運営体制に関する事項

(平成18年7月26日動物用医薬品専門調査会決定)

(総則)

第1条 動物用医薬品専門調査会の運営については、「食品安全委員会専門調査会運営規程」(平成15年7月9日食品安全委員会決定。以下「運営規程」という。)その他の食品安全委員会決定に定めるもののほか、この決定の定めるところによる。

(確認評価部会の設置)

第2条 動物用医薬品専門調査会に確認評価部会を置く。

- 2 確認評価部会は、暫定基準が設定された動物用医薬品であって、優先物質(国際リスク評価機関においてADI(一日摂取許容量)の設定ができないとされたもの及び食品を通じて国民が摂取する量が比較的多いものをいう。)以外のもののうち動物用医薬品専門調査会が指定するものの食品健康影響評価について調査審議する。
- 3 確認評価部会は、専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、動物用医薬品専門調査会の座長が指名する。
- 4 確認評価部会に座長を置き、確認評価部会の座長は動物用医薬品専門調査会の座長とする。
- 5 確認評価部会の座長は、当該確認評価部会の事務を掌理する。
- 6 確認評価部会の座長に事故があるときは、当該確認評価部会に属する専門委員のうちから動物用医薬品専門調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 原則として、確認評価部会は単独で開催される。
- 8 確認評価部会の調査審議した結果については、動物用医薬品専門調査会の了解を得て、動物用医薬品専門調査会の議決とする。

(雑則)

第3条 確認評価部会の運営については、前条までに定めるもののほか、運営規程その他の食品安全委員会決定に準ずるものとする。

- 2 この決定に定めるもののほか、動物用医薬品専門調査会の運営に関し必要な事項は、動物用医薬品専門調査会の座長が動物用医薬品専門調査会に諮って定める。

動物用医薬品専門調査確認評価部会名簿案(五十音順)

大野 泰雄 (国立医薬品食品衛生研究所副所長)

渋谷 淳 (国立医薬品食品衛生研究所
安全性生物試験研究センター病理部第二室長)

嶋田 甚五郎 (聖マリアンナ医科大学客員教授)

鈴木 勝士 (日本獣医生命科学大学獣医学部教授)

寺本 昭二 ((財)残留農薬研究所理事長)

○林 眞 (国立医薬品食品衛生研究所
安全性生物試験研究センター変異遺伝部長)

◎三森 国敏 (国立大学法人東京農工大学大学院教授)

◎ : 座長 ○ : 座長代理

肥料・飼料等専門調査会の運営体制に関する事項

(平成18年12月21日肥料・飼料等専門調査会決定)

(総則)

第1条 肥料・飼料等専門調査会の運営については、「食品安全委員会専門調査会運営規程」(平成15年7月9日食品安全委員会決定。以下「運営規程」という。)その他の食品安全委員会決定に定めるもののほか、この決定の定めるところによる。

(飼料評価部会の設置)

- 第2条 肥料・飼料等専門調査会に飼料評価部会(以下「評価部会」という。)を置く。
- 2 評価部会は、飼料添加物及び飼料中の残留農薬基準のうち暫定基準が設定されたものに係る食品健康影響評価について調査審議する。
 - 3 評価部会は、専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、肥料・飼料等専門調査会の座長が指名する。
 - 4 評価部会に座長を置き、評価部会の座長は肥料・飼料等専門調査会の座長とする。
 - 5 評価部会の座長は、当該評価部会の事務を掌理する。
 - 6 評価部会の座長に事故があるときは、当該評価部会に属する専門委員のうちから肥料・飼料等専門調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
 - 7 原則として、評価部会は単独で開催される。
 - 8 評価部会の調査審議した結果については、肥料・飼料等専門調査会の了解を得て、肥料・飼料等専門調査会の議決とする。

(雑則)

- 第3条 評価部会の運営については、前条までに定めるもののほか、運営規程その他の食品安全委員会決定に準ずるものとする。
- 2 この決定に定めるもののほか、肥料・飼料等専門調査会の運営に関し必要な事項は、肥料・飼料等専門調査会の座長が肥料・飼料等専門調査会に諮って定める。

飼料評価部会名簿

- 秋葉 征夫 (東北大学大学院農学研究科教授)
- 香山不二雄 (自治医科大学地域医療学センター教授)
- ◎唐木 英明 (東京大学名誉教授)
- 酒井 健夫 (日本大学生物資源科学部教授)
- 嶋田甚五郎 (聖マリアンナ医科大学客員教授)
- 下位香代子 (静岡県立大学環境科学研究所教授)
- 高木 篤也 (国立医薬品食品衛生研究所室長)
- 津田 修治 (岩手大学農学部教授)
- 三浦 克洋 (社団法人畜産技術協会参与)
- 元井 霞子 (独立行政法人農業生物資源研究所監事)
- (専門参考人)
- 頭金 正博 (国立医薬品食品衛生研究所室長)

(五十音順) ◎:座長 ○:座長代理